

## 70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

平成29年8月診療分から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が下表のとおり変更されます。  
 <平成29年7月まで> <平成29年8月から>

適用区分		<平成29年7月まで>		<平成29年8月から>	
		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,000円	$\frac{14,000円}{<年間上限144,000円>}$	$\frac{57,600円}{<多数回44,400円(※2)>}$
住民税非課税	低所得者Ⅱ		24,600円		24,600円
	低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。  
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

問保健医療課

☎(0771)68-0011

## 国民健康保険限度額適用認定証等の更新について

現在交付している国民健康保険限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証については、有効期限が平成29年7月31日(月)となっています。6月中旬に対象の方宛てに、認定証の交付申請書を郵送しますので、8月1日(火)以降も認定証が必要な場合は、7月14日(金)までに申請をしていただくと7月下旬に新しい認定証を郵送します。なお、7月18日(火)以降に申請された場合、認定証は8月以降に随時郵送します。

<注意事項>

- ・平成29年度の所得申告をしていない国民健康保険加入者がいる世帯は、最も高い所得区分で判定されます。正しい所得区分で判定するために、必ず所得の申告をしてください。
- ・国民健康保険税に滞納のある世帯の方には、「限度額適用認定証」を交付できない場合があります。

問保健医療課

☎(0771)68-0011